

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年十二月十二日奈良県指令建第九八一―一五八号

平成二十九年一月三十日奈良県指令建第九八一―一五八一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年二月二十四日建第八八八四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市別所町二〇四番一、二〇五番一及び二〇六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市別所町五三一番地

村田圭司